

子育てに配慮した住宅のガイドライン

〈概要版〉



ガイドラインの基本的考え方

- 誰もが安心して子供を産み育てることができ、子供たちが健やかに成長できるまちを実現するために、「住宅」は非常に重要な役割を担います。食事や睡眠など基本的な生活の場であるとともに、子供を健やかに育てるための生活の基本となるものです。
- 一方、少子化や核家族化の進行など、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭内で家族をサポートする機能が弱まり、地域における地縁的つながりも弱体化する中、子育て世帯が安心して子供を産み育てることのできる環境を整備することは重要な課題です。
- 本ガイドラインは、安心して子供を産み育てることのできる環境の重要な要素の一つである「住宅」におけるバリアフリーなどハード面における子育て世帯に配慮した技術的情報のほか、管理・運営や子育て支援施設・サービスの提供における配慮事項、居住者同士や地域との交流の促進に向けた方策など、ソフト面における情報も取りまとめたものとなっています。
- 子育て世帯に配慮した住まいづくりは、ユニバーサルデザインにも配慮したものであり、高齢者や障害者にとっても安全で安心な住まいづくりにつながるようになります。
- 本ガイドラインは、子育て世帯に適した住まいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携にも配慮した優良な住宅を整備する際に考慮すべき事項について、以下の四つの基本的視点により構成しています。

子供の遊び場や子育てのための施設など「良好な周辺環境の確保」

子育てに配慮した設備や間取りなど「安全性・家事の効率性の確保」

子育て世帯が集まって住むことによる「安心感や活発な交流の展開」

集会所や自転車置き場などを円滑に利用するための「管理・運営のルールづくりなど」

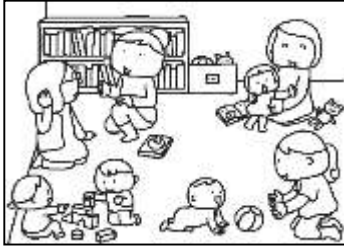
ガイドラインの対象

- 本ガイドラインの対象となる住宅は、基本的には新築及び既存の集合住宅（賃貸住宅及び分譲マンション）を想定していますが、住戸内の仕様などについては、戸建て住宅にも対応した内容となっています。
- 本ガイドラインは、主として、以下の方々に活用いただくことを想定しています。
 - ・ 対象住宅の供給・仲介を行う者（土地所有者、賃貸住宅所有者、分譲マンションの開発業者・分譲業者、宅地建物取引業者等）
 - ・ 対象住宅の建設・改修に携わる者（設計者、建設業者、リフォーム業者等）
 - ・ 対象住宅の管理に携わる者（賃貸住宅の管理業者、分譲マンションの管理組合、分譲マンション管理業者等）
- 本ガイドラインにおける「子供」とは、小学校に就学している児童までを想定しています。

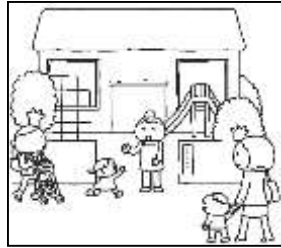
ガイドラインの概要

1. 子育てに配慮した住宅の立地として好ましい環境

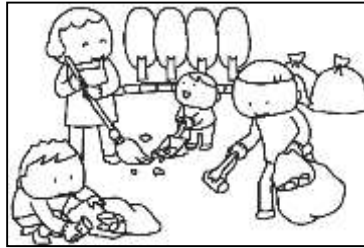
- ・子育てひろば、公園、児童館、図書館や子供が自然に触れられるような大規模公園等子供の遊び場所がある
- ・保育所、小学校や学童施設、子供が受診できる医療施設等子育てのための施設が充実している
- ・スーパーマーケット、銀行、子供連れで気軽に入れる飲食店等生活利便施設が充実している
- ・自治会等による活発な地域活動や「子供110番の家」、「安全マップづくり」等の活動が行われている



子育てひろばなど



保育所など



活発な地域活動の実施



子供110番の家の取組

2. 建物を整備する際の配慮事項

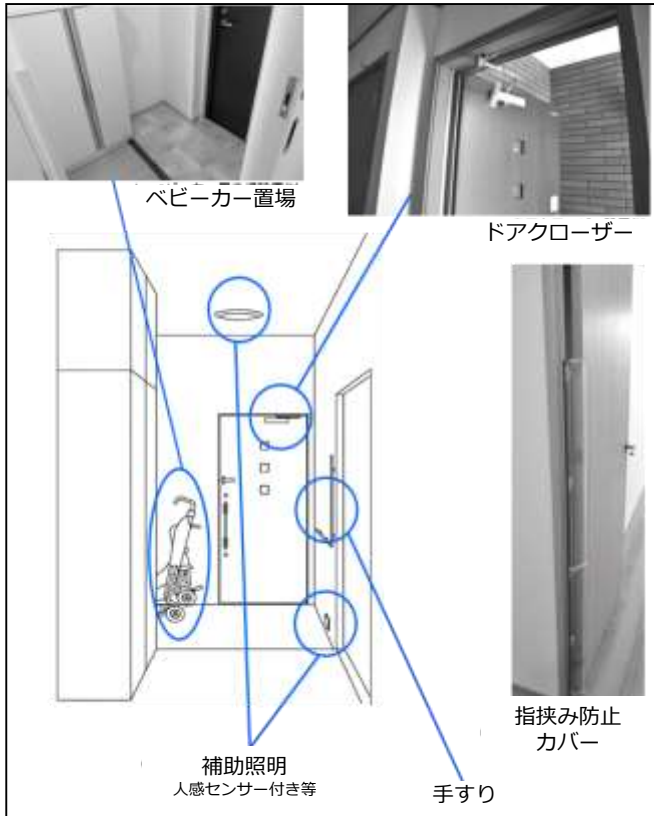
1) 住戸内

○ 基本性能に関する事項

- ・段差解消
- ・転落防止、落下物による危険防止
- ・シックハウス対策
- ・防音対策 等

○ 単位空間別の配慮事項

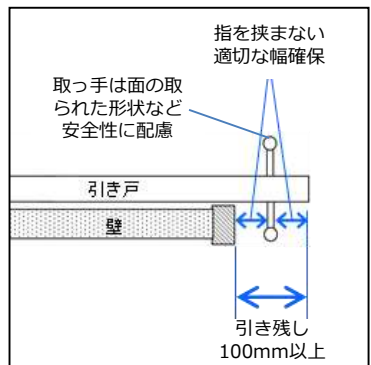
- ・玄関(ベビーカー置き場、人感センサー付照明等)
- ・洗面所(レバー式サーモスタット水栓、シャワーヘッド水栓等)
- ・浴室、トイレ(手すりの設置、進入防止錠の設置等)
- ・台所(対面式キッチン、チャイルドフェンス等)
- ・建具(指挟み防止措置、レバーハンドル等)
- ・居室(ワイドスイッチ、シャッター付コンセント等) 等



玄関計画の例



台所計画の例



引き戸の指挟み防止対策



シャッター付きコンセントの設置

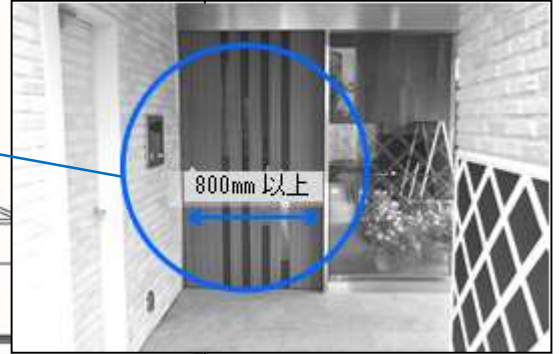
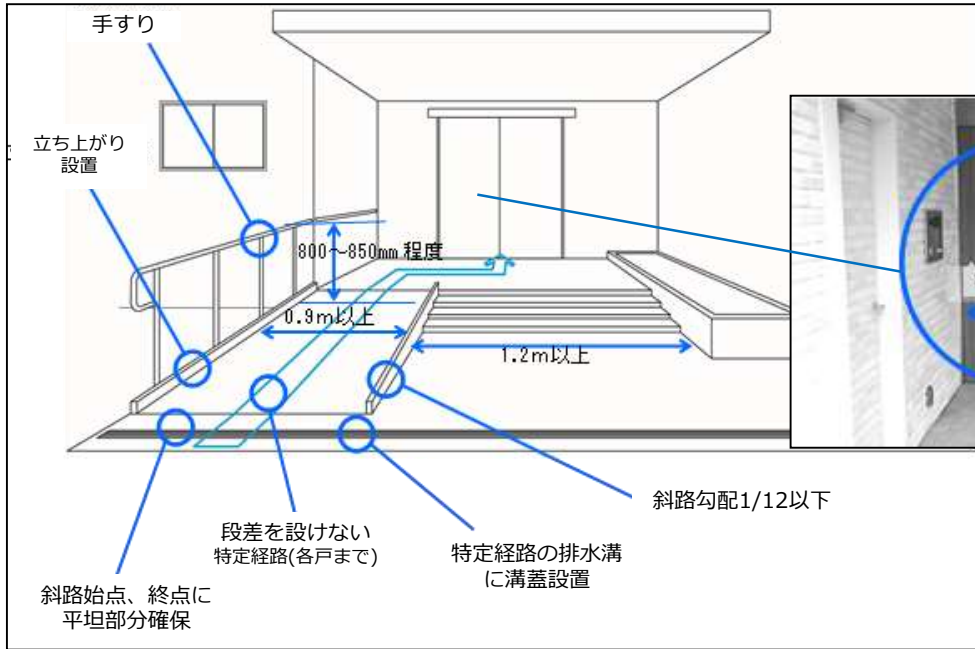
2) 共用スペース

○ 基本性能に関する事項

- ・ 転落防止、落下物による危険防止
- ・ 転倒防止

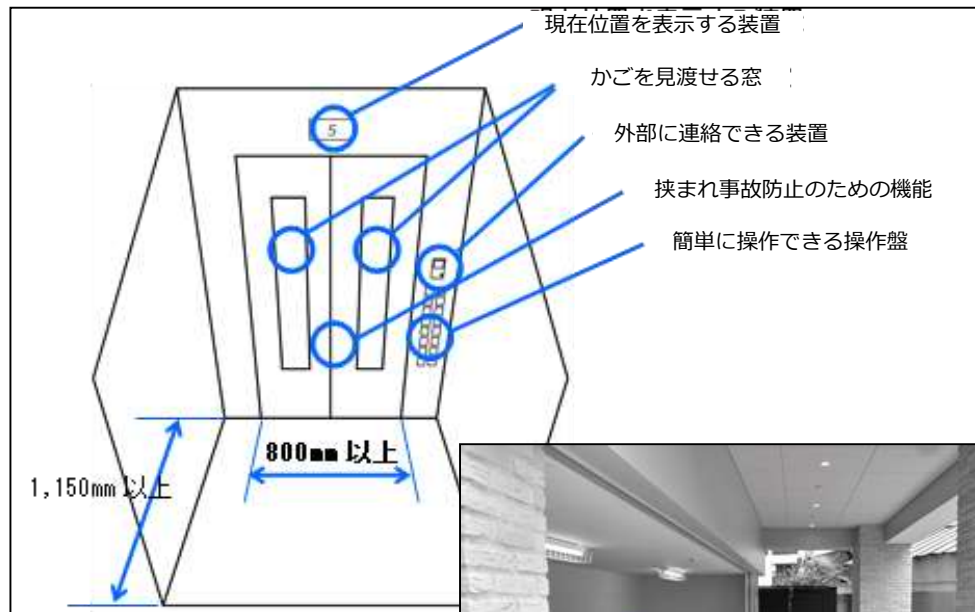
○ 単位空間別の配慮事項

- ・ アプローチ、共用廊下
- ・ エレベーター
- ・ 共用階段
- ・ 共用玄関
- ・ 危険箇所等への進入防止
- ・ ごみ集積所、自転車置場



オートロック式自動ドア

アプローチ計画の例



エレベーター計画の例



自転車置場計画の例

3. 子育て支援施設等の設置及び子育て支援サービスの提供に関する配慮事項

○子育て支援施設、キッズルーム、集会室や交流スペース、屋外スペース等の設置
公的機関との調整、運営者の確保及び運営計画の策定
施設計画における留意点 等

○その他子育て支援サービスの提供・連携
サービス提供者との契約締結における留意点 等

<サービス提供の例>

近隣保育施設と連携した育児相談や一時預かりサービス

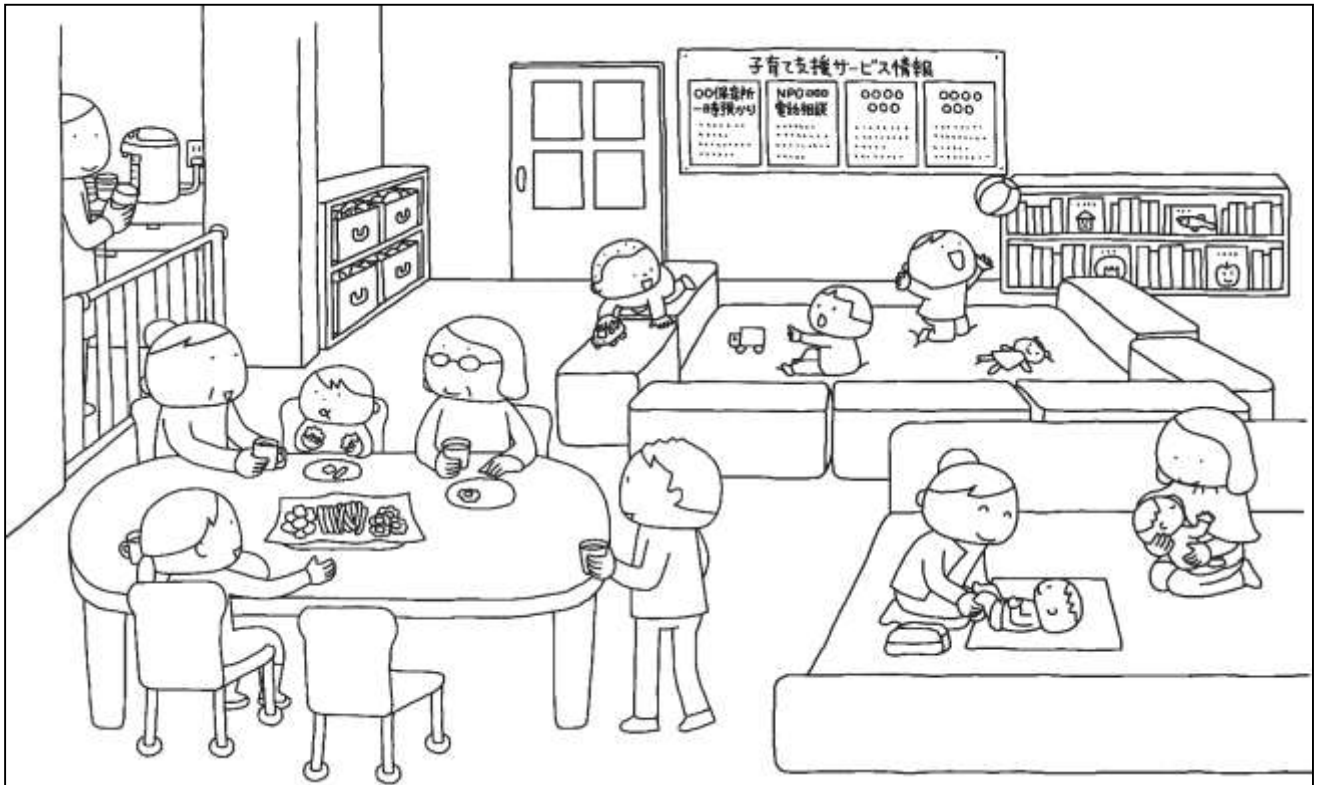
近隣医療施設と連携した夜間診療や訪問診療

ベビーシッターなどの訪問保育サービス

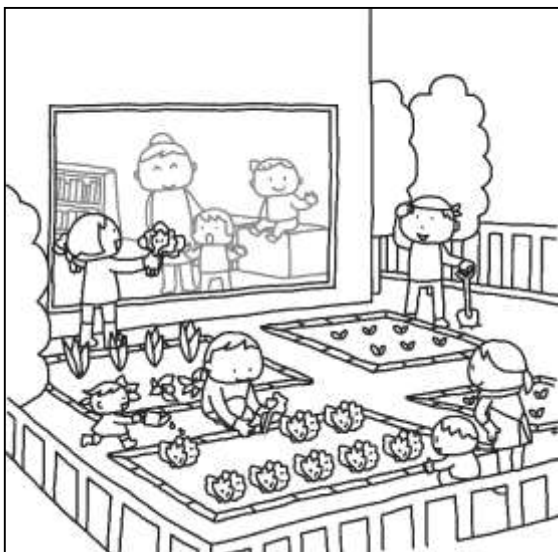
子育てに関する電話相談実施団体と連携した相談サービス

入居者向けのイベント、入居者間や地域、多世代交流等の取組

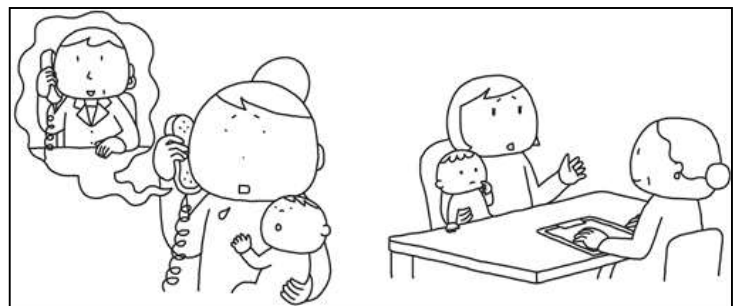
子育て支援サービスの情報提供（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の実施など）



キッズルーム・集会室・交流スペース



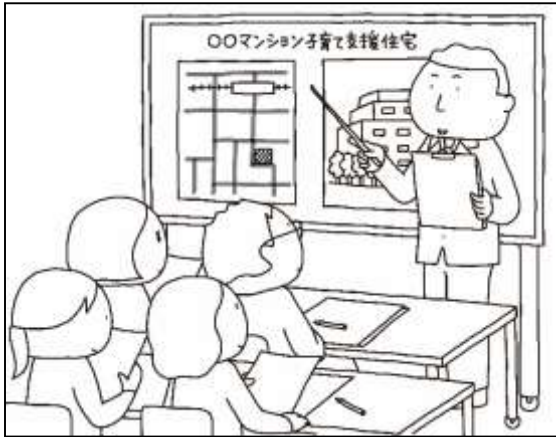
菜園スペース



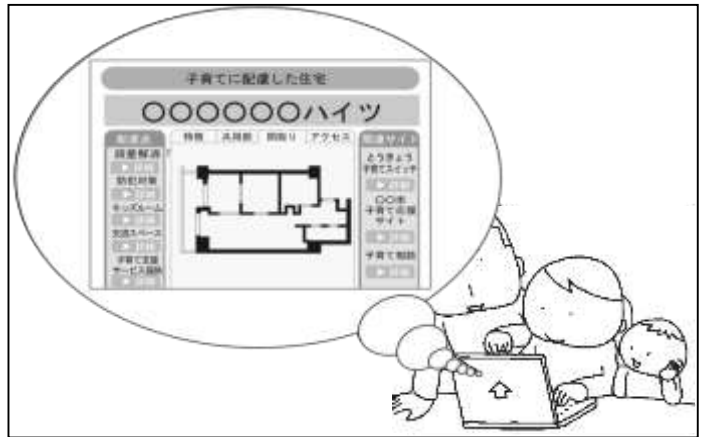
子育て相談サービス

4. 計画時及び管理・運営時における配慮事項

- 住宅の計画時における配慮事項
立地の適格性についての調査、土地所有者への十分な説明、地域への情報提供
子育て支援サービス提供者等との連携、入居要件の設定における配慮 等
- 入居者募集時における配慮事項
入居者募集時の情報発信における配慮、入居者契約時の情報提供における配慮
入居者への子育て支援情報等の提供
- 安心して日常生活を送るための配慮事項
基本的なルールの継続的な周知徹底、居住者が主体となったルールづくり
入居者への子育て支援情報等の継続的な提供
- コミュニティの醸成のための配慮事項
居住者間の交流の機会の創出、地域の方との交流の機会の創出



地域への説明会の開催



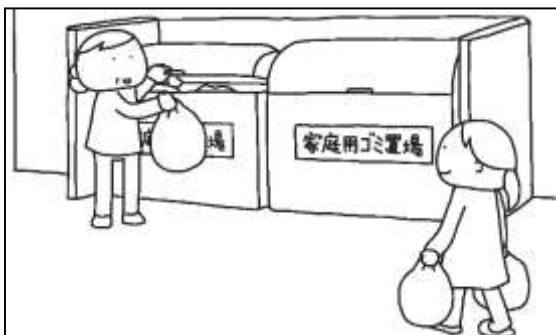
入居者募集時における子育てに配慮した設備や
地域子育て支援情報の提供



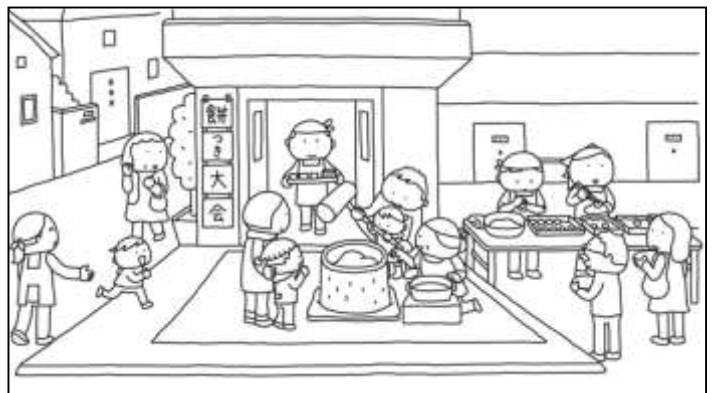
一般公募施設を併設する場合、居住者
優先入所制度等はないことを説明



多様な構成の世帯
が住むことによる
メリットに触れる
ことで、子育て世
帯以外の世帯も安
心して住むことが
できる住宅である
ことを説明



共用部分のルールの設定



地域交流イベントの開催